

集成材の格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う集成材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

2.1 造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a) から i) までのとおりとする。

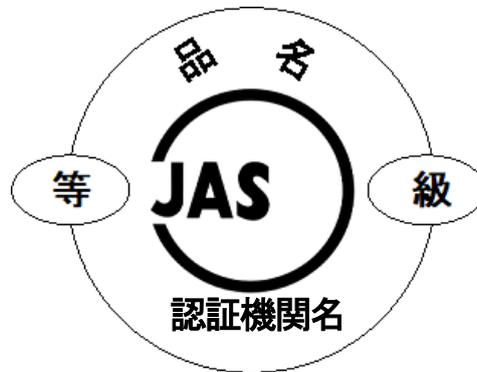


図 1—造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材の格付の表示の様式

- a) 外円の直径は、35 mm とし、内円の内側の直径は、18.5 mm とする。
- b) 内円の厚さは、1.5 mm とする。
- c) JAS の文字の高さは、7 mm とする。
- d) 等級の円の長径は、12 mm とし、短径は、8 mm とする。
- e) 等級を表す文字の高さは、5 mm とする。
- f) 等級は、1 等又は 2 等の別を記載する。
- g) 文字（等級を表す文字を除く。）及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、1) 又は 2) の品目毎に掲げる標準色とする。
 - 1) 造作用集成材にあつては、黄色とする。
 - 2) 化粧ばり造作用集成材にあつては、緑色とする。
- h) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- i) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあつては、次のとおりとする。
 - 1) 外円の直径は、35 mm 以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の 53/100 とする。
 - 2) b) から e) までについては、外円の直径を 35 mm 超とするときは、a) に規定する外円の直径に対する、1) の外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
 - 3) 印字は、黒色の単一色とする。

2.2 化粧ばり構造用集成柱

格付の表示の様式は図2とし、次のa)からf)までのとおりとする。



図2—化粧ばり構造用集成柱の格付の表示の様式

- a) 外円の直径は、35 mm とし、内円の内側の直径は、18.5 mm とする。
- b) 内円の厚さは、1.5 mm とする。
- c) JAS の文字の高さは、7 mm とする。
- d) 文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、ピンク色とする。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあつては、次のとおりとする。
 - 1) 外円の直径は、35 mm 以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の 53/100 とする。
 - 2) b)及びc)については、外円の直径を 35 mm 超とするときは、a)に規定する外円の直径に対する、1)の外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
 - 3) 印字は、黒色の単一色とする。

2.3 構造用集成材

格付の表示の様式は図3とし、次のa)からf)までのとおりとする。



図3—構造用集成材の格付の表示の様式

- a) 外円の直径は、35 mm とし、内円の内側の直径は、18.5 mm とする。
- b) 内円の厚さは、1.5 mm とする。
- c) JAS の文字の高さは、7 mm とする。
- d) 文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、青色とする。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあつては、次のとおりとする。
 - 1) 外円の直径は、35 mm 以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の 53/100 とする。

- 2) **b)**及び**c)**については、外円の直径を35 mm 超とするときは、**a)**に規定する外円の直径に対する、**1)**の外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
- 3) 印字は、黒色の単一色とする。

3 表示の方法

3.1 造作用集成材，化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

格付の都度，各本又は各こりごとに，見やすい箇所に，貼付し，又は押印しなければならない。

3.2 構造用集成材

格付の都度，各本又は各こりごとに，見やすい箇所に，貼付し，又は押印しなければならない。

制定等の履歴

全部改正：平成 8 年 2 月 14 日農林水産省告示第 196 号
一部改正：平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 823 号
一部改正：平成 15 年 3 月 28 日農林水産省告示第 542 号
一部改正：平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号
一部改正：平成 19 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1152 号
一部改正：平成 24 年 9 月 19 日農林水産省告示第 2188 号
一部改正：平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号
最終改正：令和 5 年 7 月 31 日農林水産省告示第 898 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 5 年 7 月 31 日農林水産省告示第 898 号
令和 6 年 1 月 27 日から施行する。